

平成16年（行ウ）第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越 啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

準 備 書 面 (17)

平成20年3月6日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖

被告千葉県知事外2名指定代理人

鈴木 信 行

澁 谷 勇 一

被告千葉県知事指定代理人

武 藤 卓 男

龍 崎 和 寛

福 田 新

元 吉 博 保

藤 代 辰 美

永 田 一 海

被告千葉県水道局長指定代理人

友 光 賢 治

笠 原 彰

高 野 幸 宏

被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴 鹿	春 雄
千 野	薫
武 川	裕 二
富賀見	恒 明

原告らは、原告らの準備書面（第14）で、利水の問題に関する被告らの準備書面（10）に対して反論を行い、併せて利水面における原告らの従前の主張を補充している。

本書面では、第1において千葉県の水道用水等の供給の全体像とその中で水源としての八ッ場ダムの位置づけを明示し、第2以下で原告らの準備書面（第14）による主張に対し、反論を兼ねて説明することとする。

第1 千葉県の水道用水及び工業用水の供給について

1 千葉県における水道事業の概要について

平成17年度末現在の千葉県における水道普及率は93.6%で、上水道（計画給水人口が5000人を超える水道）44、簡易水道（計画給水人口が101人以上5000人以下の水道）5及び専用水道（実際に給水を行っている人口が101人以上の自家用水道又は1日最大給水量が20立方メートルを超えるもの）770があり、これらのうち上水道は、県全体の現在給水人口（約567万2000人）の98.6%を占めている（乙292号証3頁、7・8頁）。

上水道事業については、地方公営企業である千葉県水道局、県内56市町村のうち36市町村及び5つの企業団等の一部事務組合が、地表水（ダム放流水、湖沼水、表流水（自流））または地下水（伏流水、浅井戸水、深井戸水、その他）から取水するか、水道用水供給事業体から浄水の供給を受けて、給水区域の住民に対し水道水を供給している（乙292号証10頁、88頁）。

上水道事業は、基本的に市町村がその行政区域内の住民の需要に応じて、水道水を供給するため水道事業を営むことになるが、個々の市町村の営む水道事業では、水源の確保や取水・導水施設、浄水施設等の施設整備に多額の経費が必要となる等の困難な問題があるため、水道用水供給事業体が、水源の確保、取水・導水施設等の施設整備を行い、各市町村等の水道事業体に対し水道用水の供給を行っている。千葉県では、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏

事務組合、東総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団及び君津広域水道企業団の6つの水道用水供給事業者があるが、これらの水道用水供給事業者は、いずれも市町村等を構成団体とする一部事務組合であり、それぞれの構成団体に水道用水を供給している（乙292号証33・34頁）。なお、千葉県水道局は、一部の水道用水供給事業者から水道用水の供給を受けて上水道事業を行っているが、自ら水源を確保し取水・導水施設等の施設整備を行い、給水区域の住民に水道水の供給を行っている。

(1) 地域別上水道事業の概要について

「千葉県の長期水需給」（平成15年1月作成、甲10号証添付）においては、主に水道用水供給事業者を中心として千葉県下を大きく8つのブロック（京葉地域、北千葉（東葛）地域、印旛地域、香取地域、東総地域、九十九里地域、南房総地域及び君津地域）に分けて水需給の集計等を行っており、平成17年度における各地域給水人口及び1日最大給水量等については、次のアからクのとおりである。なお、千葉県水道局は、複数の地域に給水しているが、給水人口及び1日最大給水量の数値は京葉地域に計上されている。また、1つの市町村で複数の水道事業を経営している場合がある。

ア 京葉地域では、千葉県水道局が上水道事業（給水区域は千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、成田市、白井市、印西市、印旛村及び本埜村の13市村に及ぶ。）を行っているほか、千葉市及び市原市の2市による2上水道事業が行われているが、それらの事業により、給水人口約290万1000人に対して水道水が供給され、1日最大給水量は約106万5000 m^3 /日である（乙292号証41頁、47頁・千葉県、千葉市及び市原市分）。

イ 北千葉（東葛）地域では、北千葉広域水道企業団（千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市による一部事務組合）が水道用水供給事業を行い、松戸市、野田市、柏

市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市の7市による7上水道事業と千葉県水道局による上水道事業が行われているが、それらの事業により、給水人口約111万5000人に対し水道水が供給され、1日最大給水量は約38万4000 m^3 /日である（乙292号証41頁、47頁・松戸市、習志野市、野田市、柏市、流山市、八千代市及び我孫子市分）。

ウ 印旛地域は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（成田市、佐倉市、四街道市、酒々井町、八街市、富里市、印旛村、白井市、印西市、栄町及び本埜村による一部事務組合）が水道用水供給事業を行い、成田市、佐倉市、四街道市、酒々井町、八街市、富里市、印旛村、白井市及び印西市の9市町村による9上水道事業、長門川水道企業団（栄町と本埜村による一部事務組合）による上水道事業、千葉県水道局による上水道事業が行われているが、それらの事業により、給水人口約45万1000人に対し水道水が供給され、1日最大給水量は16万3000 m^3 /日である（乙292号証43頁、49頁）。

エ 香取地域は、水道用水供給事業体はなく、香取市、神崎町及び多古町の3市町による4上水道事業が行われているが、それらの事業により、給水人口約8万4000人に対し水道水が供給され、1日最大給水量は約3万3000 m^3 /日である（乙292号証43頁、49頁）。

オ 東総地域は、東総広域水道企業団（銚子市、旭市及び東庄町による一部事務組合）が水道用水供給事業を行い、銚子市、旭市及び東庄町の3市町による4上水道事業が行われているが、それらの事業により、給水人口約14万1000人に対し水道水が供給され、1日最大給水量は約6万4000 m^3 /日である（乙292号証43頁、49頁）。

カ 九十九里地域は、九十九里地域水道企業団（匝瑳市、横芝光町、東金市、大網白里町、九十九里町、山武市、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町による一部事務組合）が水道用

水供給事業を行い、山武市^{さんむし}による上水道事業並びに八匳水道企業団^{はっそう}（匳瑳市と横芝光町による一部事務組合）、山武郡市広域水道企業団（東金市、大網白里町及び九十九里町による一部事務組合）、長生郡市広域市町村圏組合（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町による一部事務組合）による各上水道事業が行われているが、それらの事業により給水人口約37万2000人に対し水道水が供給され、1日最大給水量は約14万2000 m^3 /日である（乙292号証45頁、51頁）。

キ 南房総地域では、南房総広域水道企業団（勝浦市、鴨川市、大多喜町、いすみ市、御宿町、南房総市及び鋸南町による一部事務組合）が水道用水供給事業を行い、勝浦市、鴨川市、大多喜町、いすみ市、御宿町、南房総市及び鋸南町の7市町による7上水道事業と三芳水道企業団（館山市と南房総市による一部事務組合）による上水道事業が行われているが、それらの事業により、給水人口約21万2000人に対し水道水が供給され、1日最大給水量は約11万5000 m^3 /日である（乙292号証45頁、51頁）。

ク 君津地域では、君津広域水道企業団（千葉県、富津市、木更津市、君津市及び袖ヶ浦市による一部事務組合）が水道用水供給事業を行っており、富津市、木更津市、君津市及び袖ヶ浦市の4市による4上水道事業が行われているが、それらの事業により、給水人口約31万4000人に対し水道水が供給され、1日最大給水量は約13万2000 m^3 /日である（乙292号証41頁、47頁）。

(2) 千葉県水道局の上水道事業の概要、八ッ場ダムに参画した経緯及び水源について

ア 千葉県水道局は、昭和11年に給水を開始して以来、県勢の発展とともに数次にわたり拡張事業を実施し、安定給水のための水量確保などについて整備を行ってきた。現在の給水区域は、上記(1)ア、イ及びウで述べたとおり、千葉県西部の京葉地域、北千葉（東葛）地域及び印旛地域の11市2村と広範に及び、県人口の約46%

に当たる約283万人（平成18年度実績）に対し上水道事業を行っている。

イ 千葉県水道局が八ッ場ダムに参画した経緯について

被告らの準備書面（1）（14～17頁）で述べたとおり、昭和52年度に策定された「広域的整備基本構想」（乙36号証）により3つの広域圏（西部、東部及び南部）を設定し、各広域圏での水道整備を進めることとなったが、西部水道広域圏に属する印旛地域の市町村長から「広域的水道整備計画の策定に関する要請について」（乙37号証）が提出されたことから、昭和55年度に市町村議会及び県議会の同意を得て、千葉県は昭和56年3月に「西部圏域広域的水道整備計画」を策定した（乙38・39号証）。同計画において、水需要の増大に対応するための水源については、今後（昭和56年以降）計画される利根川水系や県内河川等のダム等によりその確保を図ることとされたが、県内に有力な水源が乏しいため利根川水系に依存せざるを得ない状況にあった。

こうした状況のもとで、昭和57年3月に千葉県知事（被告らの準備書面（1）15頁の15行目の「千葉県水道局長」は誤記につき訂正する。）が厚生大臣（現厚生労働大臣）から受けた千葉県水道事業経営認可（京葉地区水道事業と北総地区水道事業を統合して経営するための認可。乙40号証の1、2）において、八ッ場ダムを水源のひとつとして位置付けるとともに、千葉県知事（地方公営企業法に基づく管理者は、上水道事業については千葉県水道局長、工業用水道事業については千葉県企業庁長であるが、ダム使用权設定申請手続については千葉県知事が行っている。）は、昭和60年11月に八ッ場ダムの使用权の設定申請をし（乙41号証）、同月の建設大臣（現国土交通大臣）からの関係都県知事としての千葉県知事及びダム使用权の設定予定者（水道用水及び工業用水）としての千葉県知事に対し、八ッ場ダムの基本計画の作成について照会があり、関係都県知事としての同知事は、この意見照会に対し、昭和61年

3月に県議会の議決を得て異議のない旨回答し、ダム使用権設定予定者（水道用水及び工業用水）としての同知事も異議のない旨の回答をしている。こうして、千葉県水道局は、八ッ場ダムに通年の取水量 $0.99\text{ m}^3/\text{秒}$ 、冬水（10月～翌年3月）の取水量 $0.47\text{ m}^3/\text{秒}$ をもって参画することとしたものである（乙14号証の1ないし乙16号証の3、乙41号証3枚目）。

なお、その後、平成13年9月27日の八ッ場ダム基本計画の第1回計画変更（工期の変更）及び平成16年9月28日の八ッ場ダム基本計画の第2回計画変更（事業費の増額、参画水量の変更等）に際して、国土交通大臣からなされた照会に対し、関係都県知事及びダム使用権設定予定者としての千葉県知事は、上記したところと同様に、それぞれ計画変更に異議ない旨の回答をしている（乙17号証の1ないし乙22号証の3）。

こうして、千葉県水道局は、八ッ場ダムを水源として上記取水量を確保し、通年の給水量 $8万1400\text{ m}^3/\text{日}$ （取水量 $0.99\text{ m}^3/\text{秒}$ ）、冬水分（10月～翌年3月）の給水量 $3万9000\text{ m}^3/\text{日}$ （取水量 $0.47\text{ m}^3/\text{秒}$ ）を確保したものであるが、冬水分については、昭和61年から暫定豊水水利権を取得し県民のために水道用水を供給している。

ちなみに、暫定豊水水利権とは、水需要が増大し緊急に取水する必要がある場合で河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に、ダム事業等の水資源開発施設の建設に参画していることを条件に、暫定的に許可される水利権であり、そのため、八ッ場ダムから撤退すれば当然にその権利を失い水道用水の供給に支障をきたすことになるものである。

ウ 千葉県水道局が確保した水源について

千葉県水道局は、現在、平成27年度における計画1日最大給水量を $126万\text{ m}^3/\text{日}$ （平成15年1月策定の「千葉県の長期水需給」。甲10号証添付）と予測し、上記の11市2村に給水する計画とし

ている。

この計画1日最大給水量126万 m^3 /日を賄う水源については、江戸川自流（取水量1.06 m^3 /秒、給水量8万7000 m^3 /日）、利根川河口堰（取水量3.48 m^3 /秒、給水量28万6500 m^3 /日）、川治ダム（取水量1.969 m^3 /秒、給水量16万1100 m^3 /日）と奈良俣ダム（取水量0.484 m^3 /秒、給水量3万9400 m^3 /日）の利根川上流既存ダム、県内ダムの高滝ダム（取水量1.1 m^3 /秒、給水量9万 m^3 /日）及び房総導水路の東金・長柄ダム（取水量0.5 m^3 /秒、給水量4万1000 m^3 /日）の合計70万5000 m^3 /日に、北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団からの浄水受水28万8000 m^3 /日、農業用水合理化（農業用水の余剰水を上水道に転用したもの。取水量0.47 m^3 /秒、給水量3万9000 m^3 /日）、現在建設中の八ッ場ダム（取水量0.99 m^3 /秒、給水量8万1400 m^3 /日）及び同じく建設中の湯西川ダム（取水量1.51 m^3 /秒、給水量12万5200 m^3 /日）を加えて、合計123万8600 m^3 /日を確認し、さらに不足する2万1400 m^3 /日については、将来解消が予定されている江戸川・中川緊急暫定（中川の農業用水還元水を水源とし、流況が豊富なかんがい期に中川の水を江戸川に導水し、東京都及び千葉県が水道水源としているもの。首都圏における水需要の逼迫に対応するため、昭和39年から取水しているが、取水当初から緊急暫定措置として取り扱われている。後記第3・1（2）ア（ア）参照）等から補充し、126万 m^3 /日を確認することとしている（甲10号証添付、「千葉県の長期水需給」（資料編）59頁、水道事業体欄・県水）。

なお、上記の農業用水合理化（取水量0.47 m^3 /秒、給水量3万9000 m^3 /日）は、4月から9月までの間のかんがい期に限定されているため、上記（2）イで述べたとおり、10月から翌年3月までの非かんがい期に取水量0.47 m^3 /秒（給水量3万9000 m^3 /日）を八ッ場ダムで確保するものであるが、現在、同量を暫

定豊水水利権により取水しているものである。

ちなみに、取水量については「 $\text{m}^3/\text{秒}$ 」で表示し、給水量については、取水量を1日に換算したものに、取水から給水までのロス率を考慮した利用率（年間総給水量 \div 年間総取水量）を乗じて算出し「 $\text{m}^3/\text{日}$ 」で表示している。

2 千葉県企業庁の工業用水道について

千葉県企業庁は、地方公営企業として東葛・葛南、五井市原、五井姉崎、千葉、房総臨海、木更津南部及び北総の7つの工業用水道を有し、平成20年1月現在、給水能力は全体で115万0560 $\text{m}^3/\text{日}$ であり、契約企業は282社である（乙293号証）。

これらの工業用水道のうち、東葛・葛南地区工業用水道は、市川市、船橋市等の地域で工業用地下水の汲み上げによる著しい地盤沈下が発生していたことから、通商産業省（現経済産業省）の地盤沈下対策事業として国庫補助を受け、工業用水道を整備し、その完成を待って工業用水法による強制転換（工業用地下水から工業用水道への転換）を図ったものである。また、五井市原地区、五井姉崎地区、千葉地区、房総臨海地区及び木更津南部地区の5工業用水道は、臨海部の埋立地へ進出する企業への工業用水供給を主目的とし通商産業省（現経済産業省）の基盤整備事業として、国庫補助を受け施設設備等の整備をしたものである。

千葉県企業庁の埋め立てによる土地造成は、土地分譲代金の予納方式を採用し、埋立地に進出した企業は、工場用地の造成段階から工事の進捗に合わせ土地代金を支払い工場用地の確保を行うとともに、産業基盤である工業用水道についてもあらかじめ千葉県企業庁と工業用水の受水契約を結び、施設設備等の建設段階から一定の費用負担が行われている（なお、建設段階からの費用負担については、埋立地以外に進出した企業についても同様である。）。工業用水道事業者としての千葉県企業庁は、受水企業に対し契約水量を供給する義務があり、し

たがって、工業用水道事業においては、受水企業との契約水量で供給量が定まるものと言え、契約水量の安定供給のためには契約水量を満たす水源を確保しなければならない。また、工業用水道ごとに各受水企業との契約に基づいて施設整備等を行ってきた経緯や、受水企業の長期的な生産活動計画との関係などから、単純な差し引き計算で、ある工業用水道の水源を他の工業用水道に融通することはできない。

平成20年1月現在の各工業用水道の設置経緯、給水区域等の概要については、次の(1)のとおりである。

ちなみに、千葉県の工業用水道事業に係る組織の変遷について述べると、以下のとおりである。すなわち、昭和34年7月に県庁内に開発部を設置し、昭和38年6月に地方公営企業法を全部適用した開発局となり、昭和44年4月に港湾工業用水局に改組のあと、昭和45年4月に千葉県開発庁港湾工業用水局となり、昭和49年4月千葉県企業庁発足時に工業用水道事業を分離して千葉県工業用水局となり、昭和62年4月に千葉県企業庁(工業用水部)に統合し、現在に至っている(乙294号証)。

(1) 各工業用水道の概要について

ア 東葛・葛南地区工業用水道について

東葛・葛南地区工業用水道は、昭和41年から平成5年にかけて施設等の整備を行ったもので、給水区域は、市川市、船橋市、松戸市及び習志野市の区域並びに千葉市の一部の区域であり、給水能力12万7200 m^3 /日を有し、114の企業と契約し、契約水量は約11万4400 m^3 /日である。また、水源については、利根川河口堰、北千葉導水路及び霞ヶ浦導水路により必要水量を確保している。なお、東葛・葛南地区工業用水道については、施設等の共通部分が多いため、平成16年4月に東葛地区工業用水道及び葛南地区工業用水道を統合したものである。

イ 五井市原地区工業用水道について

五井市原地区工業用水道は、市原市の八幡海岸、五井海岸地先に

造成された埋立地に進出する企業への工業用水供給を主目的とし、昭和34年から39年にかけて施設等の整備を行ったもので、給水能力12万 m^3 /日を有し、18の企業と契約し、契約水量は12万 m^3 /日である。また、水源については、県内河川の養老川から導水する山倉ダムにより必要水量を確保している。

ウ 五井姉崎地区工業用水道について

五井姉崎地区工業用水道は、市原市の五井姉崎地先、袖ヶ浦市北袖地先等に造成された埋立地に進出する石油コンビナートを中心とする企業への工業用水供給を主目的とし、昭和37年から45年にかけて施設等の整備を行ったもので、給水能力は40万1760 m^3 /日を有し、31の企業と契約し、契約水量は約39万6200 m^3 /日である。また、水源については、印旛沼開発により必要水量を確保している。

エ 千葉地区工業用水道について

千葉地区工業用水道は、千葉市新港地先から袖ヶ浦市南袖地先までの臨海部に造成された埋立地に進出した企業への工業用水供給を主目的とし、昭和42年から49年にかけて施設等の整備を行ったものであるが、先行して整備された上記五井市原地区工業用水道及び五井姉崎地区工業用水道の水量がすべて契約済みとなり、供給不足となったため計画された工業用水道である。当初給水能力12万5000 m^3 /日を有し、その全量について企業と契約していたが、その後、企業の撤退により契約水量が減ったため、後記(2)のとおり、平成15年から16年に行われた八ッ場ダム等の基本計画変更の際に給水能力を減らし、現在は給水能力12万1200 m^3 /日により24の企業と契約し、契約水量は12万1200 m^3 /日である。また、水源については、利根川河口堰(取水量0.64 m^3 /秒)、八ッ場ダム(取水量0.47 m^3 /秒)、湯西川ダム等(取水量0.4 m^3 /秒)により合計1.51 m^3 /秒(利用率率93%で計算した給水量12万1200 m^3 /日)を確保し(八ッ場ダム、湯西

川ダム等については暫定豊水水利権を取得)、受水企業に給水している。なお、千葉県企業庁の工業用水道の中で八ッ場ダムを水源とするのは、千葉地区工業用水道だけである。

オ 房総臨海地区工業用水道について

房総臨海地区工業用水道は、千葉県最後の工業用水道として計画され、千葉市から木更津市の臨海部に進出した企業並びに茂原市、佐倉市等の内陸地域に進出した企業への工業用水供給を主目的とし、昭和45年から必要に応じて施設等の整備を行ってきたものである。当初給水能力は、当初74万 m^3 /日で計画されたが、その後オイルショック、排水規制等社会情勢の変化に伴い需要量が落ち込んだため減量され、現在では17万2800 m^3 /日となり、73の企業と契約し、契約水量は約14万2500 m^3 /日である。また、水源については、川治ダム及び霞ヶ浦開発により必要水量を確保している。

カ 木更津南部地区工業用水道について

木更津南部地区工業用水道は、木更津市、君津市及び富津市の臨海部に造成された埋立地へ進出する企業への工業用水供給を主目的とし、通商産業省(現経済産業省)の基盤整備事業として国庫補助を受け、昭和42年から平成元年にかけて施設等の整備を行ったものである。給水能力は20万6000 m^3 /日を有し、16の企業と契約し、契約水量は約20万4000 m^3 /日である。また、水源については、県内河川の小糸川の上流に建設した豊英ダム、湊川から導水する郡ダム等により必要水量を確保している。

キ 北総地区工業用水道について

北総地区工業用水道は、空港南部工業団地及び横芝工業団地に進出する企業へ給水するため、平成4年から5年にかけて施設等の整備を行ったもので、給水能力は1600 m^3 /日を有し、6の企業と契約し、契約水量は約500 m^3 /日である。また、水源については、地下水により必要水量を確保している。

(上記アからキについては、乙293号証、乙295号証の1な

いし7)

(2) 千葉県企業庁が八ッ場ダムに参画した経緯及び千葉地区工業用水道の水源について

被告らの準備書面(1)(16・17頁)で述べたとおり、千葉県の工業用水道は、東京湾を埋立て造成された京葉工業地域に進出した企業等に低廉かつ安定的に工業用水を供給し、工業の健全な発展を図るとともに、企業等による地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下を防止し、自然環境の保全を図ることを目的として実施されている。

八ッ場ダムを水源の1つとしている千葉地区工業用水道は、工業用水道事業法3条の規定により、昭和42年4月13日付けで給水能力12万5000 m^3 /日(取水量1.56 m^3 /秒)で通商産業大臣(当時)に工業用水道事業届を提出し、同大臣から同法12条2項の規定により、昭和44年1月24日付けで施設基準適合の通知を受け、昭和46年4月から給水を開始している(乙44号証の1、2、乙293号証)。

当初、その水源は、利根川河口堰(取水量0.64 m^3 /秒)及び利根川水系に将来計画されるダム群への参画を前提とした暫定的取水(取水量0.92 m^3 /秒)によるとされていたが、水源の安定化を図るため、ダム使用权の設定予定者(水道用水及び工業用水)としての千葉県知事は、昭和60年11月に八ッ場ダムの使用权の設定申請をし(乙45号証)、その後、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成についての建設大臣(現国土交通大臣)からの照会に対し、千葉県知事は、前述(7・8頁)したとおり、昭和61年3月に異議ない旨回答している(乙14号証の1ないし乙16号証の3)。こうして、千葉県企業庁は、千葉地区工業用水道の水源(取水量1.56 m^3 /秒、給水量12万5000 m^3 /日)の1つとして、八ッ場ダムに取水量0.23 m^3 /秒で参画することとなり、千葉地区工業用水道の水源は、給水量ベースで利根川河口堰5万1400 m^3 /日、

八ッ場ダム 1万8400 m³/日、湯西川ダム等 5万5200 m³/日の合計 12万5000 m³/日となった。

そして、平成13年9月27日の八ッ場ダム基本計画の第1回計画変更（工期の変更）に際して、平成13年3月に国土交通大臣からなされた照会に対し、関係都県知事及びダム使用権設定予定者（水道用水、工業用水）としての千葉県知事は、県議会の議決を得て、平成13年7月に計画変更にも異議ない旨回答している（乙17号証の1ないし乙19号証の3）。

その後、工業用水に係るダム使用権設定予定者としての千葉県知事は、平成15年10月29日付けで、取水量を0.24 m³/秒増量する旨（合計0.47 m³/秒）の八ッ場ダム使用権設定変更申請を行い（乙46号証）、平成16年9月28日の八ッ場ダム基本計画の第2回計画変更（事業費の増額、参画水量の変更等）に際して、平成15年11月に国土交通大臣からなされた照会に対し、関係都県知事及びダム使用権設定予定者（水道用水、工業用水）としての千葉県知事は、平成16年3月に計画変更にも異議ない旨回答している（乙20号証の1ないし乙22号証の3）。なお、受水企業の撤退があったことから、上記第2回基本計画の変更及び同時期に行われた湯西川ダムの基本計画の変更等により開発水量0.69 m³/秒を0.40 m³/秒に減量し、八ッ場ダム開発水量0.23 m³/秒を0.47 m³/秒に増量し、千葉地区工業用水道の取水量を1.56 m³/秒から1.51 m³/秒に減量変更した。

この結果、千葉地区工業用水道の水源は、利根川河口堰開発水量の取水量0.64 m³/秒（給水量5万1400 m³/日）、八ッ場ダム開発水量の取水量0.47 m³/秒（給水量3万7700 m³/日）及び湯西川ダム等開発水量の取水量0.40 m³/秒（給水量3万2100 m³/日）の合計取水量1.51 m³/秒（給水量の合計12万1200 m³/日）となった（乙293号証）。なお、現在、利根川河口堰開発水以外の水源は暫定豊水水利権により、受水企業に工業用水

を供給している。

- 3 ハッ場ダムに水源を確保した千葉県における水道事業体等について
千葉県における水道事業において、ハッ場ダムを水源とするものは、
上記1(2)ウ(9・10頁)で述べた千葉県水道局(通年の取水量
0.99 m³/秒、同給水量8万1400 m³/日。10月から翌年3月
までの冬水分の取水量0.47 m³/秒、同給水量3万9000 m³/日)
のほか、北千葉広域水道企業団(取水量0.35 m³/秒、給水量2万
8100 m³/日)及び印旛郡市広域市町村圏事務組合(取水量0.7
8 m³/秒、給水量6万4020 m³/日)である。

また、工業用水道事業においては、上記2(2)(15頁)で述べた
とおり、千葉県企業庁が千葉地区工業用水道において、ハッ場ダム開
発水量(取水量0.47 m³/秒、給水量3万7700 m³/日)を確保
している。

第2 千葉県の長期水需給について

- 1 「千葉県の長期水需給」における1日最大給水量の見通しについて
(1) 原告らの主張の要旨

「千葉県の長期水需給」の中間目標年度である2005(平成1
7)年度の1日最大給水量の実績値が新たに公表され、水道用水の
予測値は実績値に対して34万m³/日も大きく、16%も過大とな
っている。このように1日最大給水量の予測と実績が大きく乖離し
た要因は、人口と1人1日最大給水量の過大予測である。

県人口・給水人口及び1人1日最大給水量の実績は減少傾向であ
るのに、被告らの予測は増加傾向であるから、今後、予測と実績の
差がさらに拡大していくことは必至である。被告らがハッ場ダム等
の新規水源開発が必要だと主張する根拠となっている水需要予測
は、このように実績を全く無視した架空のものである(原告ら準備書
面(第14)7~9頁)。

(2) 原告らの主張に対する反論

「千葉県の長期水需給」（甲10号証添付）は、被告らの準備書面（10）第4・2（1）ア（12・13頁）で述べたとおり、千葉県における水需要の現状を把握するとともに、県内の各事業者がそれぞれ行った将来の水需要の予測の集計等を行うことにより、目標年度である平成27年度における千葉県の水道用水、工業用水、農業用水の需給の見通しを行ったもので、千葉県が平成15年1月に作成したものである。

そして、「千葉県の長期水需給」に示した水道用水の平成27年度推定値（需給見通し）は、1日平均給水量が223万9606 m^3 /日、1日最大給水量が274万1419 m^3 /日であるとした（甲10号証添付、本編14頁表1）。

「千葉県の長期水需給」においては、平成17年度と平成22年度についても推定値を掲げているが、原告らは、平成17年度における水道用水の1日最大給水量の予測値（約243万7000 m^3 /日）と実績値（約211万3000 m^3 /日）の差をとらえて過大予測である旨主張している。

しかし、上記平成17年度の水道用水の推計は、各水道事業者が行った将来の水需要の予測を千葉県が集計等を行った上、単なる参考値として「千葉県の長期水需給」の資料編に示したものに過ぎない。各水道事業者は、地域住民等の需要者に対し安全で良質な水を常時安定的かつ確実に供給する責務を有すること、また、水に対する需要はその年の気象条件、景気等の社会経済状況の変化、事故等の緊急時への対応など様々な要因により変化することなどから、各水道事業者においては、その地域の特性、人口や経済動向、水源分散化、効率的な施設の整備等を踏まえつつ、予想し得る最大の水需要が発生した場合においても不足なく供給できるよう慎重な予測を行うものである。近年渇水等の大きな変動要因がなく、他方で、各水道事業者による水需要の予測は、地域住民等への水の供給に不足

が出ないよう慎重に行われており、このような状況の下で、各水道事業体の予測値を集計した「千葉県の長期水需給」における参考値に実績値との間に差が生じたからといって、過大予測であると非難するのは当たらない。

また、「千葉県の長期水需給」の基礎となっている各事業体の水需要予測は、基本的に平成10年度までの過去の実績データをもとにしているため、過去の実績をもとに分析する水需要予測においてはその当時の増加傾向を反映しているとは言えても、実績無視の予測を行っているなどという原告らの主張は、全く失当なものである。

2 千葉県水道局の1日最大給水量の予測について

(1) 原告らの主張の要旨

ア 千葉県水道局の1日最大給水量の予測も実績と大きく乖離している。県水道局は、今後5年間の事業計画を2001（平成13）年3月に策定しているが、中間目標年度の2005（平成17）年度は1日最大給水量の実績が103万 m^3 /日に対して、予測が114万 m^3 /日であり、11万 m^3 /日（実績値の約10.7%）もの乖離が生じている。包括外部監査による指摘を受けたため、2005年3月（「平成18年2月」が正しい）に新しい事業計画をつくり、今後5年間の水需要予測を新たに行い、一定の下方修正を行ったが、2006（平成18）年度の1日最大給水量の実績が101万 m^3 /日であるのに対し、予測は109万 m^3 /日であり、最初の年度から大きくかけ離れている。1人1日最大給水量の実績が1990年代中頃からほぼ減少の一途を辿っており、この減少傾向が今後しばらくの間続くこと、給水人口が近い将来にピークに達することを踏まえれば、1日最大給水量が今後増加傾向に転じることはあり得ない。（原告ら準備書面（第14）10～12頁）

イ 県水道局の水需要予測が過大なものであることは、平成14年度包括外部監査結果報告書（甲4号証3頁）において指摘されている

(原告ら準備書面(第14)12頁)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 水道事業体は、前述(17頁)のとおり、地域住民等の需要者に対し安全で良質な水を常時安定的かつ確実に供給する責務があり、また、水に対する需要は、その年の気象条件、景気等の社会経済状況の変化、事故等の緊急時への対応など様々な要因を考慮し、予想し得る最大の水需要が発生した場合においても不足なく供給できるよう、必要な水量を確保しなければならない。

そのため、千葉県水道局は、過去の実績を踏まえつつ、将来発生する可能性のある1日最大給水量を供給できるよう事業計画を策定し、平成18年2月に策定した中期経営計画(平成18年度～22年度)においては平成18年度の千葉県水道局の給水区域である京葉地域等の水需要を1日最大給水量約109万 m^3 /日と予測している。これに対し原告らは平成18年度の水需要の実績が約101万 m^3 /日であることをとらえて上記予測を批判するが、前述したように、事業計画等における水需要予測は、地域住民等に安全で良質な水を常時安定的にかつ確実に供給する責務があることを踏まえつつ、水の供給に不足が出ないように慎重に行うものであり、平成18年度においては、渇水等の大きな変動要因がなかったという状況の下で、結果として、1日最大給水量の実績値と予測値との間に差が生じたからといって、中期経営計画における水需要の予測が過大であると非難するのは当たらない。

また、千葉県水道局は、都市化し人口の多い千葉市、船橋市、市川市、松戸市など県西部地域の11市2村を給水区域としているが、同区域内の給水人口は伸び続けており、水需要の約8割を占める生活用水の1日平均使用水量については、近年5ヵ年の実績を見ても、平成13年度の約65万7000 m^3 /日から平成18年度には約69万2000 m^3 /日と年平均で約7000 m^3 /日の増加がみられる(乙296号証)。しかも、この生活用水の増加については、節水

意識の高揚や節水機器の普及などの減量要因を考慮した上で推計しており、今後、核家族化の進展による世帯数の増加や高齢化により在宅時間の長い高齢者世帯の増加などの影響により、1人当たりの使用水量も緩やかながら増加するものと見込まれる。このほか、1日最大給水量は、その年の気象条件、景気等の社会経済状況の変化、事故など様々な要因によって変動するものであるから、今後増加しないと決めつけることはできない。

イ 次に、平成15年4月に出された平成14年度包括外部監査結果報告の水需要見通しに関する千葉県監査委員の指摘は、千葉県水道局に対し水需要の増加の見通しについて慎重な検討を求めたものであるが、この指摘を受けて千葉県水道局は、平成13年3月に策定した事業計画（平成13年度～平成17年度）の内容について見直しを行い、平成16年3月に同計画を修正している。この修正による事業計画では、その目標年度である平成17年度の千葉県水道局の給水区域の水の需要量（1日最大給水量）を約113万2000 m^3 /日（需要量計120万0600 m^3 /日－浄水加工6万8600 m^3 /日）から約107万6000 m^3 /日（需要量計112万9380 m^3 /日－浄水加工5万3380 m^3 /日）に変更した（乙263号証3枚目、甲9号証3枚目、乙297号証30頁下段の表）。

さらに、千葉県水道局は、上記包括外部監査の指摘を踏まえて、平成18年2月に中期経営計画（平成18年度～平成22年度）を策定している。同計画では、業務営業用水・工場用水は、景気回復に伴い水道の使用量が減少傾向からほぼ横ばいになると見込まれること、また、生活用水は節水機器の普及等による減少に対し核家族化の進展や高齢化等による増加要因と給水区域内の人口増加等により水需要の増加が見込まれることなどから、目標年度である平成22年度の千葉県水道局の給水区域の水の需要量を約114万 m^3 /日と見込んでいる（甲10号証2枚目、乙298号証18・19頁）。

3 千葉県企業庁の工業用水道の1日最大給水量の予測と八ッ場ダムの水源について

(1) 原告らの主張の要旨

千葉県企業庁の工業用水道の1日最大給水量は、最近10年間の実績がほぼ減少の一途を辿っているのに対して、予測は増加の一途を辿っているから、この乖離は年々拡大すると予想される。

2005（平成17）年度実績は84万 m^3 /日、予測値が103万 m^3 /日で、19万 m^3 /日の乖離が生じている。また、2005（平成17）年度水需要の実績に対して、千葉県企業庁の工業用水道の保有水源が111万 m^3 /日であるから27万 m^3 /日の余裕がある。水源の余裕は水需要の更なる落ち込みで今後増大することは確実であり、工業用水においても八ッ場ダム等の新たな水源開発は無用のものになっている。（原告ら準備書面（第14）13頁）。

(2) 原告らの主張に対する反論

千葉県企業庁の工業用水道の1日最大給水量及び1日平均給水量は、被告らの準備正面（10）第3・2（2）（9・10頁）でも述べたとおり、バブル景気以降の景気の低迷による影響から平成7年をピークに減少傾向を示しているものの、千葉県企業庁の工業用水道供給先の主要3業種（鉄鋼、石油、化学）については、近年の景気回復に伴い出荷額や工業用水使用量（1日平均給水量）がともに増加している（下表参照。乙260号証の1ないし10、乙299号証の1、2）。工業用水道の給水量は、景気の動向等の社会経済状況等により影響を受けることが大きいことから、今後も1日最大給水量が減少の一途を辿るなどとは言えない。

主要3業種の出荷額と工業用水使用量（単位：出荷額10億円、水量千 m^3 /日）

年	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
出荷額	4,547	4,680	5,049	4,665	4,431	4,890	4,692	4,632	5,069	5,403	6,362	7,172
工業用水	677	674	680	675	690	695	669	670	677	690	704	未発表

※千葉県工業統計調査結果報告書（ただし平成18年は速報値）より（乙260号証の1～10、乙299号証の1、2の要約）

※上表は、被告らの準備書面（10）10頁の表にH17、H18を追記したものである。

原告らは、千葉県企業庁の工業用水道の給水実績と予測との間に差があり今後もその差が拡大する旨主張するが、そもそも千葉県の工業用水道事業では、前記第1の2（10・11頁）で述べたとおり、千葉県企業庁には受水企業と契約した水量を供給する義務があり、そのための水源を確保しなければならず、したがって、工業用水道事業においては、受水企業との契約水量で供給量が定まるものである。

「千葉県の長期水需給」（甲10号証添付、本編23・24頁）において、工業用水の需要見通しは、平成11年度までの実績をもとに、受水企業の長期戦略や渇水対策等を含めた契約水量及び将来の工業出荷額等から算出し、平成27年度の1日最大給水量を108万8118 m^3 /日と推定したものであるが、この推定値は、平成19年度（平成20年1月現在）における契約水量が約109万9000 m^3 /日（乙293号証）であることから見ても、過大であるとはいえない。

また、地方公営企業としての千葉県企業庁が有する7つの工業用水道のうち、八ッ場ダムを水源とするのは、前記第1・2（1）エ（12・13頁）で述べたとおり、千葉地区工業用水道だけであるが、同工業用水道が確保した水源は、計画取水量1.51 m^3 /秒で、これを1日あたりの給水量に換算すると12万1200 m^3 /日（1.51 m^3 /秒 \times 86400秒/日 \times 利用率約0.93）である。これに対して平成18（2006）年度の同地区工業用水道の契約水量は12万1200 m^3 /日であり（乙293号証）、この受水企業との契約水量を供給するためには八ッ場ダム等の水源が必要なのであり、八ッ場ダム等の新たな水源開発が無用となるなどということはない。

また、工業用水道ごとに確保された水源は、受水契約を結んだ企業の生産活動のための産業基盤であることから、ある工業用水道の水源を他の工業用水道へと融通することは容易にできるものではない。千葉県企業庁の工業用水道は、前述（10・11頁）のとおり、受水企業から契約水量に見合った費用負担を得て施設整備を進め給水するという経過を経ており、水源の融通を実施する場合には、工事費用負担者でもある受水企業の意向、水利権の調整、水源施設に係るコスト等種々の条件をクリアした上での総合的な判断が必要であり、水源量の単純な差し引き計算で工業用水道間の水源融通を論ずることはできないのである。

4 「千葉県の長期水需給」は八ッ場ダム等への参加のために作成されたものではないことについて

(1) 原告らの主張の要旨

千葉県が、実績と乖離した予測を続けるのは、八ッ場ダムの他に思川開発、湯西川ダム、霞ヶ浦導水事業といった新規水源開発事業への参加の理由をつくることを前提としているからである。新規ダムへの参加の必要性が無くなった横浜市は、過去10年間減少の傾向にあった実績を踏まえて、今後もその減少傾向が一定期間続くという常識的な予測を行っているのに対して、千葉県は、将来は急に大幅な増加傾向に転じるという現実に起こりえない予測を行っている。千葉県は八ッ場ダム等の計画への参加を前提とし、その理由付けのために実績と乖離した予測を行っている（原告ら準備書面（第14）14・15頁）。

(2) 原告らの主張に対する反論

原告らは、横浜市の上水道の水需要予測の例を挙げて上記千葉県の水需要の見通しを批判するが、「千葉県の長期水需給」（平成15年1月作成）は、前記第2・1（2）（17・18頁）で述べたとおり、県内の各事業体が給水区域に責任を持つ立場から、過去（基

本的に平成10年度まで)の実績データを基に予測した数値(給水人口、有収水量、1日最大給水量等)を、水道普及率を除き、県が合算して平成27年度の推定値としたものであり、ひとつの市(横浜市の水道事業体)の予測と単純に比較することはできない。

「千葉県長期水需給」における水道用水についての各水道事業体の推計方法の手順は、「千葉県長期水需給」(甲10号証添付、資料編52頁)の「水道用水の推定フロー」のとおりとしているが、この手順は、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令15号)に沿った指針で、ほとんどの水道事業体が拠り所とする「水道施設設計指針(社団法人日本水道協会発行)」(乙300号証。「1.2.5基本事項の設定」、23~25頁)を基にしたものである。そして、千葉県全体の水道事業体の1日平均給水量等の実績データが増加傾向にあることから(乙301号証)、「千葉県長期水需給」における1日最大給水量の合計値も増加傾向となっている。この点、横浜市では、減少傾向にあった実績データを基に推計した結果、今後とも減少傾向が一定期間続くとしたものであり、千葉県における状況とは異なっており、比較することはできない。

なお、「千葉県長期水需給」における水道用水の平成17年度の推定値と実績値が異なることについては、上記1(2)(17・18頁)で述べたとおりである。

よって、「千葉県長期水需給」は、八ッ場ダム計画に参加するためのものであるなどという主張は、原告らの単なる独断でしかない。

第3 千葉県水道局及び千葉地区工業用水道等における水需給について

1 千葉県水道局の水需給の現状について

(1) 原告らの主張の要旨

ア 千葉県水道局の保有水源に関する主張について

(ア) 千葉県水道局が現在保有する水源は、109万2000 m³/日であり、八ッ場ダムが関係する坂川農業用水合理化の非かんがい期水利権としての暫定豊水水利権3万9000 m³/日を除いても105万3000 m³/日である。一方、千葉県水道局の1日最大給水量は2006（平成18）年度実績が101万 m³/日で、八ッ場ダムとは関係なしに現在の水需要を充足することが可能となっている。したがって「八ッ場ダムの暫定豊水水利権によって取水し、これにより多くの県民に現実に水を供給している」という被告らの主張は事実と異なる。（原告ら準備書面（第14）16頁）。

(イ) 平成14年度包括外部監査の結果報告書では、房総導水路の東金・長柄ダムに関して、取得費及び維持管理費等は水道料金でまかなわれているものの、現在水源が利用されていないことによる無駄が指摘されている（甲4号証）（原告ら準備書面（第14）16・17頁）。

(ウ) 千葉県水道局に浄水を供給している北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団の保有水源は、2006（平成18）年度における1日最大給水量に対して、北千葉は約7万 m³/日、君津は約6万 m³/日の余裕があり、これらの1日最大給水量は横這いまたは漸減の傾向にあるから、将来とも水需要に不足をきたすことはない。また、八ッ場ダム計画に参画している印旛郡市広域市町村圏事務組合も約1万 m³/日の余裕があり、不足しても県水道局や北千葉広域水道企業団の水源の一部を同事務組合に融通すれば必要な水源を確保できるから、同事務組合も八ッ場ダムなどの新たな水源開発を必要としない（原告ら準備書面（第14）17・18頁）

イ 八ッ場ダムの暫定豊水水利権について

(ア) 坂川農業用水合理化事業により、かんがい用水の転用で得た水利権があるが、非かんがい期（10月1日から翌年3月31日まで）は水利権がないので、八ッ場ダムの暫定豊水水利権で対応し

ている。しかし、渇水が起きるのはほとんど夏期に限定されるので、冬期（非かんがい期）の水利権は実質的な意味を持たないものである。

(イ) 渇水年において取水制限が実施された場合も、取水制限の進め方を決める渇水対策協議会では、互譲の精神に基づき、各水利権は基本的に同列に扱われている。坂川農業用水合理化事業で得たかんがい期の水利権に対応する非かんがい期の取水は、実際には何ら問題なく行われており、水利使用規則の規定も実際には取水を制限するものではないから、この取水を続けることに支障はない。八ッ場ダムによって非かんがい期の水利権を新たに確保する意味はない(原告ら準備書面(第14)18～21頁)。

(ウ) 国土交通省は、渡良瀬貯水池(谷中湖)について、水道水のカビ臭の発生を抑制するという理由で、冬期の間は干しあげて空にする運転を平成16(2004)年から行っているが、この事実は、冬期の渇水が国土交通省にとっても問題視するに当たらないものであることを示している。冬期に渇水が起きることはめったになく、起きてもきわめて軽微なものであり、国土交通省自身が冬期の渇水を問題視していない(原告ら準備書面(第14)19頁)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 千葉県水道局の保有水源に関する主張について

(ア) 平成18年2月に策定した千葉県水道局の中期経営計画における平成18年度の1日最大給水量は約109万2000 m^3 /日と予測したが(第2・2(2)ア(19頁)。実績は約101万 m^3 /日であった。)、この水源としては、安定水源として江戸川自流、利根川河口堰、利根川上流既存ダム(川治ダム、奈良俣ダム)、県内ダム(高滝ダム)の約66万4000 m^3 /日及び北千葉及び君津の両広域水道企業団からの浄水受水約22万9000 m^3 /日の合計約89万3000 m^3 /日の手当てをし、残りの約19万9

000 m³/日については以下の暫定水源の手当てをした（乙298号証19頁）。この暫定水源等約19万9000 m³/日の内訳は、かんがい期（4月から9月まで）の農業用水合理化と非かんがい期（10月から翌年3月まで）の八ッ場ダムの暫定豊水水利権約3万9000 m³/日、江戸川・中川緊急暫定約12万 m³/日、建設中の湯西川ダムの暫定豊水水利権等の約4万 m³/日である。

なお、前記（第1・1（2）ウ（9頁））した平成27年度における利根川上流既存ダム等による水源70万5000 m³/日と平成18年度に手当てした上記水源約66万4000 m³/日との差約4万1000 m³/日は、現在未利用の水源である房総導水路の東金・長柄ダム（4万1000 m³/日）である。この房総導水路の東金・長柄ダムについては、後述（ウ）のとおり、将来の水需要動向を勘案しながら、必要な浄水場等の施設を建設し利用することとしている。

また、前記（9頁）した平成27年度における北千葉及び君津の両広域水道企業団からの浄水受水28万8000 m³/日であるのに対し、平成18年度に手当てした上記受水量は約22万9000 m³/日にとどまっているが、これは、毎年度水需要を見込んだ上で、北千葉及び君津の両広域水道企業団からの受水量を決定しているためであり、今後の水需要に対応できるものである。

さらに、上記暫定水源の中で、江戸川・中川緊急暫定約12万 m³/日は、現在は暫定豊水水利権により利用できるものの、現行の「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（第4次フルプラン）において、「S61～H12需要想定に係る水資源開発施設による水供給の見通しを勘案しながら、その解消を図るものとする。」と位置づけられているように、不安定な水源である（乙301号証3頁の注5）。なお、「千葉県の水需給」では、平成27年度においても同水源等から2万1400 m³/日の補充を予定しているが（前記第1・1（2）ウ（9頁））、

不確定なものである。

(イ) 原告らは、上記(1)ア(ア)において千葉県水道局の2006(平成18)年度における水源109万2000 m^3 /日は、農業用水合理化の非かんがい期の水利権としての八ッ場ダムの暫定豊水水利権3万9000 m^3 /日を除いても保有水源は105万3000 m^3 /日となり、1日最大給水量の平成18年度実績101万 m^3 /日を満たすから十分な水源量である旨主張する。

しかし、前記第2・2(2)ア(19頁)で述べたとおり、中期経営計画における水需要の予測は、地域住民等への水の供給に不足が出ないように慎重に行うものであり、渇水等の大きな変動要因がなかったという状況の下で、結果として、1日最大給水量の実績値と予測値との間に差が生じたからといって、同計画における水需要の予測が過大であると非難するのは相当ではなく、一時点の結果のみを基にして、八ッ場ダムの暫定豊水水利権は無くともよいなどということはいできない。

また、千葉県水道局は、住民等の需要者に対し安全で良質な水を常時安定的かつ確実に供給する責務があり、そのために安定水源を確保しなければならないが、平成18年度の1日最大給水量(予測値)を賄う水源約109万2000 m^3 /日のうち、上記(2)ア(ア)(26・27頁)で述べたとおり、安定水源は約89万3000 m^3 /日であり、農業用水合理化(約3万9000 m^3 /日)を加えても約93万2000 m^3 /日にしかならず、この水源量では、平成18年度の1日最大給水量の実績である約101万 m^3 /日すら充足することができない。しかも、農業用水合理化の水利権は、かんがい期(4月から9月)に限定されたものであるから、年間を通して安定的に水の供給を行うために非かんがい期の水利権として八ッ場ダムの水源(八ッ場ダムが完成するまでは暫定豊水水利権)は必要である。また、平成18年度の1日最大給水量約109万2000 m^3 /日と上記安定水源と農業用水合理化の合

計約 9 3 万 2 0 0 0 m^3 / 日との差の約 1 6 万 m^3 / 日については、建設中である湯西川ダムの暫定水利権（約 2 万 7 0 0 0 m^3 / 日）のほかは、将来解消が予定されてる江戸川・中川緊急暫定（約 1 2 万 m^3 / 日）に大きく依存している状況にあり、水の安定供給と将来の水需要に備えるためにも、こうした不安定な水源への依存度を減らし、八ッ場ダム等の安定水源を確保することは必要である。

そもそも各水道事業者が、その給水区域の水需要に応じるため、どのような水源開発を行うか等は、水の安定供給を責務とする各水道事業者が、地域の特性、人口や経済動向、渇水時や水質事故等非常時の対応のための水源分散化、取水・浄水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視点に立って政策的に決定するものであり、ある年の需要実績と水源確保量との差をもって、ただちに水源に余裕があるなどと言えるものではない。原告らが主張するように、単純な差し引き論で議論することは許されるべきことではないのである。

なお、現在、国において改訂が進められている「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（第 5 次フルプラン）において、現存及び建設中のダム等が、計画された当時に比べ、近年の少雨化傾向に伴う供給施設の安定性低下（降雨総量の年平均が減少傾向にあるため、ダムからの補給量が増大する渇水の年には、計画どおりの開発水量を安定的に供給することが困難となること）について報告がなされており（乙 3 0 3 号証）、そのため、渇水時には現在の確保水源量が将来の需要量に対して不足する事態も予想されることから、八ッ場ダム等により水源を確保することが必要なのである。

(ウ) 次に原告が上記 (1) ア (イ) において主張する房総導水路の東金・長柄ダム(4 万 1 0 0 0 m^3 / 日)については、千葉県の水需給において、目標年度の平成 2 7 年度までに必要とされる水

源であり（前記第1・1（2）ウ（8・9頁））、今後、需要者に給水するためには浄水場などの施設整備が必要となるため、平成18年2月に策定した中期経営計画において、浄水場の建設について用地測量などの基礎調査及び建設に向けた基本計画の策定を行うこととしているものである（乙298号証21頁）。

（エ）さらに原告らは、上記（1）ア（ウ）において、北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団及び印旛郡市広域市町村圏事務組合の水源にも余裕がある旨主張するが、個々の水資源開発については、上記（2）ア（イ）（29頁）のとおり、各水道事業体が、種々の観点を総合的に検討した上で長期的視点に立って政策的に決定すべき事項であるから、ある年の需要実績と水源確保量とを差し引き計算して水源に余裕があるなどと言ったり、あるいは他の水道事業体が水源を有することをもって水源開発の必要はないと言ったりすることはできないのである。

なお、各水道事業体間で水源の融通を実施する場合は、水利権の調整、水源施設に係るコスト、融通先の給水系までの導水路等に係る追加整備費用や維持費用、取水の安全性を考慮した場合における水源の分散状況などの観点からの検討が前提となるため、種々の条件を検討した上での総合的判断が必要なのであって、原告らの言うような単純な差し引きで水源転用や水源融通を論ずることはできない。

イ ハッ場ダムの暫定豊水水利権に関する主張について

（ア）原告らは、濁水は夏期に限定されるから、冬期（非かんがい期）にハッ場ダムの暫定豊水水利権を確保することは意味がないなどと主張する。

しかし、水道事業体は、需要者に対して年間を通して安定的に給水する責務があることから、年間を通して必要量を取水するために年間を通して水源を確保し、また水利権も取得しなければならない。すなわち、農業用水合理化による水利権0.47 m³/秒

(給水量約3万9000 m³/日)は、かんがい期(4月から9月まで)のみ取水できるものであるから、非かんがい期(10月から翌年3月まで)については別途水利権を手当てする必要がある、現在、ハッ場ダムの暫定豊水水利権0.47 m³/秒(給水量約3万9000 m³/日)を得ることにより、需要者に対し1年を通じた安定的な給水を行っているのである。

(イ) 次に、原告らは、渇水対策連絡協議会による取り決めについて主張しているが、それは、あくまでも同協議会のメンバーである国及び各都県がそれぞれの給水責任を果たす範囲内で、渇水の都度、その状況を勘案の上協議し決定しているものである。平成13年度の渇水時において、同協議会では、施設未完成による暫定豊水水利権に対して、安定水利権より10%上乘せの先行的な制限を行う(例えば安定水利権の取水制限が10%ならば、暫定豊水水利権は20%の取水制限とされること)としたことがあり、このことから必ずしも各水利権が同列に扱われるとは言えない。

また、河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとされており(河川法23条)、水利権を取得せず取水することは河川法上許されものではない。そもそも非かんがい期の取水が行えるのは、ハッ場ダムのダム使用権設定予定者としての地位を前提とする暫定豊水水利権があるからであり、実際に何ら支障が無く取水できるから非かんがい期の水利権は意味がないなどという主張は失当なものである。年間を通しての安定的な給水のため、現在そして将来ともハッ場ダムは必要な水源なのである。

(ウ) さらに、原告らは、渡良瀬貯水池における干しあげ実施の事実から国土交通省自身が冬期の渇水を問題視していないと決めつけている。しかし、渡良瀬貯水池の干し上げは、河川流量が減少し上流ダム群からの補給が必要な状況の時に、渡良瀬貯水池から補

給をすることにより河川流量を確保しているものであり、渡良瀬貯水池からの補給がなされない干し上げ期間は、放流が温存されていた上流ダム群からの補給で河川流量が賄われているのであって、無意味に渡良瀬貯水池から放流されているものではない。したがって、国土交通省自身が冬期の渇水を問題視していないとの原告らの主張は誤りである。

2 千葉県企業庁の工業用水道の水需給の現状について

(1) 原告らの主張の要旨

- ア 取水量ベースの水源量を給水量ベースに換算するためには利用量率（給水量／取水量＝1－浄水場ロス率）という係数を使用する。千葉県企業庁の工業用水道の利用量率の実績は概ね98%以上であるが、被告らは93%という低い利用量率を使っている。利根川水系4地区（東葛・葛南地区、五井姉崎地区、房総臨海地区、千葉地区）の工業用水道の安定水利権（北千葉導水路、利根川河口堰、印旛沼開発、川治ダム、霞ヶ浦開発）を給水量ベースに換算すると、98%の利用量率で76万1000m³/日に対して、2006（平成18）年度の4地区の1日最大給水量は58万7000m³/日であるから、17万m³/日以上も余裕があり、大量の余裕水源が確保されている。八ッ場ダム等の新規水源なしで日常の給水に何ら支障がない状態になっている（原告ら準備書面（第14）22・23頁）。
- イ 利根川水系のうち3地区（五井姉崎地区、房総臨海地区、千葉地区）の工業用水道について、給水量ベースの安定水利権と2006（平成18）年度の契約水量を比較すると、前者が66万m³/日、後者が65万8000m³/日で前者が後者を上回っているから、3地区の工業用水道間で水源の融通を行えば、契約水量分の安定水源は確保されている。また、企業からすれば契約水量の削減は望むところであり、今後、契約水量の見直しを各企業によびかければ、契約水量が大幅に減少し安定水源を大きく下回るようになるから、契

約水量は問題にすべきことではない。原告らが主張する工業用水道間の融通とは、利根川河口堰の水源の一部を、利根川で取水するか北千葉導水を経由して江戸川で取水するかということであり、給水区域が地理的に離れているかどうかということとは無関係である（原告ら準備書面（第14）23・24頁）。

（2）原告らの主張に対する反論

ア 原告らは、実績から単純に利用率（給水量／取水量＝1－ロス率）は98%である旨主張するが、結果の数値から利用率を論評するに過ぎず工業用水の安定的供給の確保という視点を欠くものである。

すなわち、利用率は、ロス率（取水口から受水企業に至るまでの損失）をどの程度見込むかにより決まるものであるが、工業用水道事業体は契約企業の事業活動に支障が生じないよう工業用水を安定的かつ確実に供給することが求められていることから、利用率を単に実績値とすることはできない。千葉県企業庁は、工業用水道施設の技術的指針であり、全国的に工業用水道事業体が拠り所とする「工業用水道施設設計指針」（社団法人日本工業用水協会発行。乙304号証）に基づきロス率を約7%とし、これにより利用率は約93%（給水量／取水量＝1－ロス率）としたものであるが、この利用率については、今後施設の老朽化による損失の増加が見込まれるほか、臨海部の受水企業は地盤が軟弱な埋立地に立地し、石油コンビナート、電力、ガス、製鉄業などの大量の工業用水を使用する業種が多く集積しているため、京葉工業地域の災害防止等の危険サイドに立つ必要があることが考慮されたものであり、低い利用率ではない。

そして、この利用率から利根川水系の4地区（東葛・葛南地区、五井姉崎地区、房総臨海地区、千葉地区）の工業用水道を見た場合、4地区の安定水利権は給水量ベースで合計約72万1000m³/日（原告ら準備書面（第14）52頁・表5安定水利権欄②の計）で

あるのに対し、平成18(2006)年度の4地区の契約水量は約77万2000 m^3 /日(原告ら準備書面(第14)52頁・表5契約水量欄)であり、約5万1000 m^3 /日の水源が不足することになる。こうしたことから、千葉県企業庁の工業用水道において、千葉地区工業用水道における八ッ場ダム等の新規水源は必要なのである。

イ 原告らは、利根川水系3地区(五井姉崎地区、房総臨海地区、千葉地区)の工業用水道においては、給水量ベースの安定水利権が契約水量を上回るから、上記利根川水系3地区間で水源の融通を行えば安定水利権による保有水源で足りる旨主張する。

しかし、千葉県企業庁が依拠している「工業用水道施設設計指針」による利用量率(約93%)では、上記利根川水系3地区工業用水道の給水量ベースの安定水利権は約62万6000 m^3 /日(原告ら準備書面(第14)52頁・表5安定水利権欄②)であり、契約水量は約65万8000 m^3 /日(原告ら準備書面(第14)52頁・表5契約水量2006年度小計欄)であるから、安定水利権による保有水源だけでは契約水量をまかなうことができない。

また、千葉県企業庁の工業用水道事業は、国から承認を受けた事業計画により水源を含めた施設整備を行っており、前記第1の2(10・11頁)で述べたとおり、受水企業は施設整備に見合う工事費用を負担しているのであり、水源の融通には、工事費用負担者でもある受水企業の意向、水利権の調整、水源施設に係るコスト等種々の条件をクリアした上での総合的な判断が必要であり、原告らのように単純な差引き計算で工業用水道事業間の水源の融通を論じることとはできない。

なお、受水企業は生産を見越して水量を確保する等長期的な戦略に基づき契約水量を決めるものであり、これに対し千葉県企業庁は工業用水道の受水企業に対し、契約水量の工業用水を安定的かつ確実に供給しなければならない立場にあることから、千葉県企業庁が

各受水企業に対し契約水量の見直しを呼びかければよいなどとする原告らの主張は本末転倒であり、失当のものである。

第4 水道用水及び工業用水の水需要予測について

1 水道用水の水需要予測について

(1) 原告らの主張の要旨

ア 被告らの主張の骨子は、①水需要等は地域の特性を踏まえて判断されるべきもので、個々の水道事業体による推定値を積み上げたに過ぎず、千葉県独自の計算によるものでないこと、②個々の水道事業体は水供給者として安定供給の義務から安全サイドにたった予測値を立てることが許されることの2点に絞られる。①、②は需給予測をする趣旨に反するもので、予測値はあくまでも客観的・中立的に計算されたものでなければ、それをもとに計画など立てられない。②の予測値が各水道事業体の安全サイドのスタンスから需要は大目に供給は少なめに設定されるとしたら、それらを合算した結果には大きなずれが生じる。県は、そのようなずれが生じないよう、その予測値の妥当性について吟味・検証し合理的と思われる予測値を立てることが要請される(原告ら準備書面(第14)25・26頁)。

イ 水道普及率について、「事業体による推定値の積み上げ」では96.9%、人口予測は641万であるのに対し、被告らの「県評価」(千葉県独自の予測)では、県民皆水道を目指すとして99%の水道普及率を予測値とし、人口予測を約628万人として、事業体とは別個に県独自の数値を持ち出しており、前記①と矛盾している。

ウ 被告らは、水需要の増加要因として核家族化の進展をあげるが、核家族化が既に進展しているのに1人あたりの水使用量が増加していないことは、実績値の推移が示している。(原告ら準備書面(第14)28頁)。

エ 千葉県水道局の新たな5か年計画は、平成14年度包括外部監査の「1人当たり1日最大給水量が増加しつづけるかどうかについて

慎重な検討が必要であり、これにより施設計画の見直しが必要である。」との意見に答え、施設計画の見直しを図るべきである(原告ら準備書面(第14)29・30頁)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 「千葉県長期水需給」(平成15年1月作成)については、被告らの準備書面(10)第4・2(1)イ(15頁)で述べたとおりであり、千葉県が各水道事業体の予測値の集計等を行い、千葉県内の水道用水、工業用水、農業用水の各用水の長期水需給の見通しを策定するとともに、新規水源確保の必要性の評価のほか、平成27年度までに水道用水と工業用水との間で水源調整を行うこととする結論に至ったものである。これに対し、原告らは「千葉県長期水需給」が千葉県独自の計算による予測でないことを批判するが、個々の水源の確保については、前述(29頁)のとおり、水の安定供給を責務とする各水道事業体が、地域の特性、人口や経済動向、渇水時や水質事故等非常時の対応のための水源分散化、取水・浄水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って政策的に決定するものであるから、こうした総合判断に基づき推定された各水道事業体の水需要予測をもとにして、千葉県の水需要の見通しを立て水源調整等の検討を行うことは、水の安定供給の確保につながるものである。

「千葉県長期水需給」の推定値については、「千葉県長期水需給」(甲10号証添付、資料編52～55頁)に記載のとおり、水道事業体の推定値を検証、評価した上で採用した合理的な推定値である。

イ 「千葉県長期水需給」(甲10号証添付、本編14頁)における県評価欄の県人口及び水道普及率が、各水道事業体の推定値と異なることについては、被告らの準備書面(10)第4・2(1)ア①及び②(13・14頁)で述べたとおりであり、水の需要量の見通しに影響を与えるのは、県人口ではなく給水人口であり、「千葉

県の長期水需給」における給水人口は、各水道事業体の推定値を集計したものである。

原告らは、「千葉県の長期水需給」における県人口及び水道普及率の推定値について論難するが、県人口については、県評価の約628万人（給水人口推定値÷水道普及率0.99）と各水道事業体の推定値約641万人の範囲で参考値の取扱いとしているに過ぎない上、給水人口はいずれの場合でも同じ推定値（約622万人）である。また、水道普及率については、千葉県では県民皆水道の観点から、目標数値として掲げたものであるが、この値は水需要の推計に関わる給水人口に影響を与えるものではない。その他水需要の基本項目である有収水量、1日平均給水量、1日最大給水量等は、各水道事業体がそれぞれ予測した数値を集計等して算出し、平成27年度における水の需要量の見通しとしたものであり、原告らが主張するように各水道事業体の推定値の積み上げが過大となったから糊塗したなどということはない。

ウ 核家族化及び高齢化と使用水量との関係については、平成14年度における東京都水道局の調査（「一般家庭における目的別使用水量の実態」、乙305号証）や千葉県水道局の調査（「生活用原単位予測のためのアンケート調査結果報告」、乙306号証）から世帯人員が少ないほど1人当たりの使用水量は多くなるという調査結果が発表されており、こうした調査からも核家族化及び高齢化の進展は、1人当たりの使用水量を増加させる要因であると言える。

エ 平成14年度包括外部監査の結果に基づく措置結果については、平成17年10月14日に公表されているが、水需要の見通しに関する指摘については、平成16年3月に水需要及び施設計画を見直し、事業計画（平成13年3月策定）の修正を行い、その後監査の指摘を踏まえて、平成18年2月に中期経営計画を策定しており、その概要については前記第2・2（2）イ（20頁）のとおりであ

る。

また、八ッ場ダム事業について、被告らの準備書面（７）の４（１）ウ（イ）（１５・１６頁）で述べたとおり、千葉県水道局は、平成１６年度に同事業の再評価を行い、学識経験者等の第三者からの意見聴取結果（乙２５０号証の１）も踏まえて、事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況、事業の投資効果分析、コスト縮減及び代替案等の可能性等の諸観点から検討を行い、その結果、八ッ場ダム事業を継続するとの対応方針を決定し、それを公表している（乙２５１号証）。このように千葉県水道局は、平成１４年度の包括外部監査後も様々な見直しを行っているのである。

また、企業庁においては、被告らの準備書面（７）（１６頁）に述べたように、平成１６年８月に政策評価要領で定める費用対効果分析細目に基づき、千葉地区工業用水道の費用便益分析を行った（乙２５２号証）。その結果、総便益が総費用を上回っていることなどから、千葉県企業庁長は事業を継続するとの対応方針を決定し（乙２５３号証）、平成１６年１１月１７日から平成１７年４月２８日まで、事後評価結果を公表した（乙２５４号証）。なお、経済産業省は、千葉県企業庁から費用便益分析の結果等の報告を受けて、千葉地区工業用水道の事後評価を行った結果、同工業用水道は補助対象として妥当であると判断し、この旨を公表している。

なお、千葉県水道局においては、今年度に公表された人口問題研究所の推計結果などを踏まえ、長期水需給について更なる検討を行っているところである。また、千葉県（総合企画部）では、水需要の実績データも蓄積され、近年の社会経済情勢の変化を反映した将来の水需給について検討を行うことが可能となったため、平成１９年度において県内の各水道事業体等の今後の水需給動向について調査をしているところである。

2 工業用水の水需要予測について

(1) 原告らの主張の要旨

ア 被告らの1日平均給水量の算出では、製造品出荷額と工業用水原単位（水量／製造品出荷額）の将来値を求めているが、被告らは出荷額が今後も増え続けていくという幻想を抱いた予測を行っている。また、1日最大給水量への換算に用いる負荷率（1日平均給水量／1日最大給水量）について、千葉県企業庁の工業用水道の負荷率は90%前後の値を示しており、76.7%は実績値として存在しない。このように、県企業庁の算定では非常識な負荷率を使用するなどして、1日最大給水量108万 m^3 程度という値を意図的に算出している（原告ら準備書面（第14）31・32頁）。

イ 「千葉県の長期水需給」（甲10号証添付、資料編77・78頁）では県総合企画部も千葉県企業庁の工業用水道の1日最大給水量の予測を行っているが、最終的に工業用水道の1日最大給水量として107万 m^3 ／日の値が得られるようにしている。107～108万 m^3 ／日の水需要にしないと、八ッ場ダム等の計画に参加する理由をつくるために、被告らは工業用水道の需要予測についても数字の操作を行ったのである（原告ら準備書面（第14）32頁）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 「千葉県の長期水需給」における千葉県企業庁の工業用水道の需要予測については、被告らの準備書面（10）第4・2（3）（17～19頁）で述べたとおり、製造品出荷額等と工業用水の使用量に相関があることから、製造品出荷額等の将来値を予測し、工業用水の1日平均給水量を求め、安全サイドに立ち過去の実績から最小の負荷率を採用し1日最大給水量を求めたものである。

製造品出荷額については、産業構造審議会の答申「21世紀経済産業政策の課題と展望」によると、平成12年度から平成37年度までの経済成長率は改革ケースで2%成長が実現可能であるとされており（乙307号証3頁）、今後とも経済の成長に伴い千葉県内の製造品出荷額は増加すると見込んだものである。

また、負荷率は、1日平均給水量から1日最大給水量を求める際に用いるものであるが、千葉県企業庁は、受水企業に対し安定的かつ確実な工業用水を給水する責務があり、景気の動向等社会経済状況等により受水企業の生産活動が活発化し急激に水需要が高まった場合でも給水不足に陥らないようにしなければならないことから、取水時の負荷率（平均取水量/最大取水量×100）とし、過去10年間（平成3年度から平成12年度まで）の実績において最小の負荷率である76.7%を採用したものである（下表参照）。

千葉県（企業庁）工業用水道の取水負荷率の実績

年度	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12
取水負荷率	79.1%	79.0%	80.0%	76.7%	79.1%	79.0%	80.3%	80.0%	80.4%	79.3%

※取水負荷率(%) = 1日平均取水量 / 1日最大取水量 × 100

イ 次に原告らは、工業用水に関する千葉県企業庁の推定値と千葉県総合企画部の推定値を比較して意図的に工業用水の給水量を算出した旨主張するが、「千葉県の長期水需給」（甲10号証添付、資料編77・78頁）を見て分かるとおり、千葉県企業庁による工業用水需要の推定方法を千葉県（総合企画部）が他の推定方法により検証したものであり、その結果、千葉県企業庁による推定値が千葉県（総合企画部）による推定値と大きな差異がないことが検証されたのであって、八ッ場ダム、湯西川ダム、霞ヶ浦導水事業の3事業に参画するために数字の操作を行ったなどというのは原告らの単なる憶測ないしは独断でしかない。

なお、千葉県企業庁においては、千葉県（総合企画部）の依頼を受けて、工業用水の今後の需給見通しについて、改めて検討を行っているところである。

第5 地下水について

1 原告らの主張の要旨

問題とすべき地盤沈下は、年間2 cm以上の沈下であって、環境省もその考え方にに基づき、全国の地盤沈下の状況をまとめている(甲16号証)。千葉県地盤沈下は2002(平成14)年と2004(平成16)年において九十九里地域と北総地域で沈下面積の多少の増加が見られたが、その他の地域は1995(平成7)年以降、年間2 cm以上の地盤沈下はほとんど見られず、地盤沈下は確実に沈静化したといっ
てよい。2002(平成14)年と2004(平成16)年に九十九里地域や北総地域の一部で多少の地盤沈下が見られたのは、天然ガスかん水の汲み上げによるものであって、一般地下水の過剰汲み上げによるものではないと考えられるから、現状程度の水道用地下水の利用を続けることは可能と判断される(原告ら準備書面(第14)33・34頁)。

2 原告らの主張に対する反論

原告らは、環境省水・大気環境局がまとめた「平成17年度全国地盤沈下地域の概況」(甲16号証、資料全体としては乙308号証)を引用し、問題とすべき地盤沈下は年間2 cm以上の沈下であると主張する。

しかし、この原告らの主張は、地盤沈下の問題を理解していない独自の見解である。すなわち、上記環境省資料は、全国の都道府県及び政令指定都市が地盤沈下について調査した状況について、これら自治体からの報告に基づいて、環境省が集計して取りまとめたものである(乙308号証2枚目)。その中で地盤沈下については「一度沈下した地盤はもとに戻らず、建造物の損壊や洪水時の浸水増大などの被害をもたらす危険性がある」(乙308号証7頁)ことから、法や条例等により地下水の採取に様々な規制がなされている状況が紹介され、また、「湧水が発生すると急激な地盤沈下が生ずる可能性がある。」(乙308号証3頁)とされているのであって、問題とすべき地盤沈下は年

間 2 cm 以上の沈下であるなどとは述べられておらず、またそのように解することもできない。

千葉県内の地盤沈下については、被告らの準備書面（10）第5・2（3）（21・22頁）で述べたとおり、工業用水法や千葉県環境保全条例（乙269号証）等による地下水採取規制により、近年沈静化傾向にあるということであって、地盤沈下が停止したわけではない。

1年あたりの沈下が2 cm 未満であっても、毎年地盤沈下が継続すれば、大きな地盤沈下となるおそれがあるのである。そして、千葉県内では、依然として広範な地域で地盤沈下が継続して発生している状況にあり（乙270号証）、地下水を利用する限り、地盤沈下の問題は常につきまとうものであるから、地盤沈下が沈静化したから水道用地下水の利用を続けることができるとする原告らの主張は、地盤沈下問題を理解していないと言わざるを得ない。

第6 渇水について

1 原告らの主張の要旨

(1) 1994（平成6）年渇水の給水制限は、ほとんど減圧給水で生活への影響は深刻なものにはならなかった。学校プールについては、最初に水をためてしまえば、後は補給水のみで、その使用水量は小さく渇水時にその使用を中止する必要はない。また、同渇水では、30%取水制限時に工業用水道の給水対象事業所272事業所のうち4社で操業短縮があったとのことだが、どのような操業短縮が行われたか実態が不明である（原告ら準備書面（第14）34～36頁）。

(2) 利根川水系に依存する6都県全体の現在の水需給は、1994（平成6）年当時と比べればはるかに余裕がある状態になっているから、同規模の渇水が来てもその影響を受ける度合は小さくなっている。

1994（平成6）年渇水時でも渇水の生活への影響は深刻なものではなかったのであるから、現在同規模の渇水が来たときの影響は

かなり小さいものである(原告ら準備書面(第14)36・37頁)。

- (3) 渇水年においてダム貯水量が少なくなると、水なし都市になってしまうのではないかという恐れを抱かせるような渇水報道がなされることしばしばあるが、それは誤りである。また、ダムのみが利根川の流量を補給するのではなく、森林等の自然が流れを維持し、その役割が大きい(原告ら準備書面(第14)37頁)。
- (4) 渇水時にダムがどの程度の役割を果たすかはダム貯水量に関係し、流域面積は無関係である。流域面積が影響するのは、森林等の自然が生み出す流量である。ダムからの補給可能量を定めるのはダム貯水量で、その上限をきめるのが利水容量である。八ッ場ダムの利水容量は、利根川水系8ダムの7%しかないから、八ッ場ダムの渇水時の役割はきわめて小さい(原告ら準備書面(第14)38頁)。
- (5) 日本学術会議の答申は、学問分野の定説をまとめたものではなく、「森林ワーキンググループ」メンバーの個人的な意見をまとめたものに過ぎない(原告ら準備書面(第14)38頁)。

2 原告らの主張に対する反論

- (1) 1994(平成6)年の渇水時において、水道事業体は、被告らの準備書面(10)第6・2(1)イ(23・24頁)で述べたとおり、各取水制限の段階ごとに採りうるあらゆる対応を実施し、また、利用者の理解と協力を得ることにより、渇水による生活等への影響を最小限にとどめることができたのである。このように渇水時の対策は、水道事業体だけでは対応できるものではなく、利用者一人ひとりの理解と協力を得て、様々な方法により実施されるものである。

また、そもそも水道事業体には、被告らの準備書面(10)第6・2(1)ア(23頁)で述べたとおり、平常時の水需要に対応した給水はもとより、地震・渇水等の災害時及び事故等の非常時におい

ても、住民の生活に支障を来たすことがないよう、給水の安定性を確保することが求められている。

原告らの主張は、渇水対策について個別の事項を論評しただけに過ぎず、上記水道事業体の使命や渇水時における水道事業体及び利用者の努力・対応について理解がないだけでなく、渇水時の影響についても基本的な認識を欠くものといわざるを得ない。

(2) 渇水は自然現象であり、今後どの程度の規模の渇水が発生するかは予見できないものであるから、原告らが主張しているように、渇水による影響の度合いを平成6年の渇水の度合いで論じても意味がない。被告らの準備書面(10)第6(23頁)で述べたとおり、水道事業体には、平常時の水需要に対応した給水はもとより、地震・渇水等の災害時及び事故等の非常時においても、住民の生活に支障を来たすことがないよう、給水の安定性を確保することが求められているのである。水道事業体にあつては、どのような渇水においても断水等が生じないようにたゆまぬ努力を重ねているのであり、被告らの八ッ場ダム建設事業への参画はその求めに応じる延長線上にあるものである。

(3) 渇水時におけるダムからの補給水量は、被告らの準備書面(10)第6・2(2)及び(3)(24・25頁)で述べたとおりであり、その役割はきわめて大きい。

ダムは、利水者が安定的に取水できるようにするため渇水時に補給する機能を有するものであり、森林等の自然流域はそのような機能を有していない。森林等の自然の役割が大きいからといって、このような機能を有するダムが不要となるものではなく、日本学術会議答申に「森林の持つ静的な、あるいは自然的調整と、ダム貯水池等による動的な、人工的調節が、その機能分担を果たしながら車の両輪として進むことになろう」(乙273号証Ⅲ-12(4))とあるように、森林等とダム貯水池等の両方の機能が必要なのである。

(4) 渇水期間におけるダムの貯水量は、ダムへの流入量とダムからの

放流量により変化するものである。この期間に雨が降らない場合あるいは少雨が続く場合は、それまでの貯水量のみによる放流となるが、1994（平成6）年の渇水時では、渇水期間内の降雨により各ダムの貯水量の回復が図られている。渇水期間でも局所的な降雨が期待できるが、流域面積が広いということはダム貯水量の回復に大きく影響し、このため、八ッ場ダムの利水容量は8ダムの7%であっても、その流域面積は広いため（8ダム合計の43%に相当する。）、その役割はきわめて大きい。

- (5) 日本学術会議の「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」（乙273号証）の「はじめに」のところに、「全領域の委員からなる「農業・森林の多面的機能に関する特別委員会」を設置し、検討に当たった。議論を進めるうち、より妥当な定量的評価のためにも、多面的機能の内容や意味の検討こそ本質的・前提的な事柄ではないか、また農業と森林は、類似点は多いものの、本質的に異なった面もあるとの認識が生まれた。そこでこうした見地から、農業と森林の二つのワーキンググループを置いて討議を重ね、それらを統合して、総論、各論としてまとめた。このような検討の結果、日本学術会議として、本答申を取りまとめたものである。」とあるように、日本学術会議としてしての答申であることは紛れもない事実であり、原告らの主張こそ個人的な意見である。

第7 第4次フルプランについて

1 原告らの主張の要旨

フルプランは、目標年次が過去の2000（平成12）年のままであり、将来の目標年次における水需要の見通しと供給の目標を定めることになっているフルプランの要件を備えておらず、フルプランとは言えないものである。被告らの主張は、フルプランとしての要件を備えていないものを有効だとするものであって、明らかに不当である（原

告ら準備書面（第14）38・39頁）。

2 原告らの主張に対する反論

第4次フルプランは、被告らの準備書面（10）第2・2（7・8頁）で述べたとおり、平成12年以降においても改定されているものであり、現時点でも有効な計画である。ちなみに、全面的な改定となる「第5次フルプラン」を策定いかんは、国土交通省の決定する事項であることはいうまでもない。

以上